

2015年2月18日

夫婦別姓、再婚禁止期間の違憲訴訟の大法廷回付についての声明

夫婦同姓を定めた民法が、憲法や女性差別撤廃条約に違反するとして、男女5人が国を相手に慰謝料を求めた初の国家賠償請求訴訟の上告審で、最高裁判所第三小法廷（大谷剛彦裁判長）は2月18日、審理を15人の裁判官全員で構成する大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）に回付しました。

また、女性のみにも再婚禁止期間を規定する民法が憲法に違反するとして、岡山県の女性が国に損害賠償を求めた訴訟についても、最高裁判所第三小法廷（大橋正春裁判長）は、審理を大法廷に回付しました。

今回の夫婦別姓訴訟と再婚禁止期間違憲訴訟については、東京高裁と広島高裁がいずれも立法府の裁量権を幅広く認め、合違憲性を厳格に審査することなく合憲判断していました。

憲法によって違憲審査権を付与されている最高裁が、立法不作為を糾し、立法不作為により制約を受けている基本的な権利・自由を擁護するという「司法の役割」を果たすことを期待します。